

佐世保工業高等専門学校における競争的資金に係る間接経費の取扱方針

(平成16年4月1日制定)

1. 趣旨

佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における競争的資金に係る間接経費の取扱いについては、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日付け競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）その他別に定めのあるもののほか、この取扱方針に定めるところによる。

2. 基本方針

本校においては、競争的資金に係る間接経費は全て受け入れることとし、その配分、使用に当たっては、本取扱方針の定めるところにより、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保するものとする。

3. 配分方針

- (1) 間接経費は、全校的な共通経費として事務部に配分する。
- (2) 競争的資金を獲得した研究者の所属する学科等（学科長等が指定する場合は当該研究者）に間接経費の50%に相当する額（以下「学科経費」という。）を財源「授業料収入」から配分する。

4. 使途

間接経費の使途は、管理施設、施設の整備、維持及び運営経費や管理事務等の必要経費とする。

5. 返還

競争的資金を獲得した研究者の異動等によって間接経費の返還が生じた場合は、直接経費の残額に応じた額を研究者の異動先研究機関へ送金するものとする。

6. その他

本方針は、受託・共同研究、受託事業、補助金等の競争的資金でない間接経費について準用する。

附 則

この方針は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成29年4月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。